

令和6年第2回(3月)辰野町議会定例会会議録(第1日目)

1. 招集告示年月日 令和6年2月21日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 令和6年2月29日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	古村幹夫	2番	松澤千代子
3番	栗林俊彦	4番	吉澤光雄
5番	牛丸圭也	6番	小澤睦美
7番	向山光	8番	樋口博美
9番	高木智香	10番	林政美
11番	本田光陽	12番	小林テル子
13番	津谷彰	14番	舟橋秀仁

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 令和6年度辰野町一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 令和6年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第5 議案第3号 令和6年度辰野町下水道事業会計予算
- 日程第6 議案第4号 令和6年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 令和6年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 令和6年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 令和6年度町立辰野病院事業会計予算
- 日程第10 議案第8号 令和6年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 令和6年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 18 議案第 16 号 辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 21 号 専決処分の承認を求めることについて
令和 5 年度辰野町一般会計補正予算 (第 10 号)
- 日程第 24 議案第 22 号 令和 5 年度辰野町一般会計補正予算 (第 11 号)
- 日程第 25 議案第 23 号 令和 5 年度辰野町一般会計補正予算 (第 12 号)
- 日程第 26 議案第 24 号 令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 27 議案第 25 号 令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 議案第 26 号 令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 29 議案第 27 号 債権の放棄について
- 日程第 30 議案第 28 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 31 報告第 1 号 令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 日程第 32 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
代表監査委員	中 村 文 昭	総務課長	加 藤 恒 男
まちづくり政策課長	三 浦 秀 治	住民税務課長	菅 沼 由 紀
保健福祉課長	竹 村 智 博	子育て応援課長	高 倉 健一郎
産業振興課長	岡 田 圭 助	事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之
建設水道課長	宮 原 利 明	会計管理者	上 島 淑 恵
学校支援課長	小 澤 靖 一	学びの支援課長	福 島 永
辰野病院事務長	桑 原 さゆり		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広
議会事務局庶務係長 小 林 志 帆

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 4 番 吉 澤 光 雄

10. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 2 回辰野町議会定例会を開会いたします。欠席の届けですが、宮澤教育長より欠席届が提出されておりますので報告いたします。ここで本会議の開会にあたり、去る 2 月 24 日にご逝去されました元町長、故矢ヶ崎克彦氏のご冥福をお祈りいたしまして、1 分間の黙祷をささげたいと思います。

○議会事務局長

ご起立願います。黙祷。

(黙 祷)

○議会事務局長

お直りください。

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 2 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

改めまして皆さんおはようございます。本日ここに令和 6 年第 2 回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄ご多用のところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。まずは矢ヶ崎克彦元町長のお逝去を悼み一言お悔やみを述べさせていただきます。矢ヶ崎元町長におかれましては、町議会議員を 2 期務められたあと、平成 9 年の町長選で初当選、以来平成 25 年に退任されるまで 4 期 16 年の長きにわたり町政を牽引いただき、町立辰野病院の新築移転、各地区の介護予防センターの整備、学校施設の耐震化など数々の功績を遺されました。長きにわたり町の発展に多大なるご尽力をいただきました故人の生前のご活躍を偲び、謹んでお悔やみ申し上げますとともに心よりご冥福をお祈り申し上げます。さて、

今年も1月31日に毎月人口異動調査に基づく、昨年1年間の長野県の人口増減数が県から発表されました。県全体で年間1万5,476人の減、22年連続で減少し自然増減は20年連続で減少、過去最大であった一方で2年連続の社会増となりました。辰野町については年間328人の減、自然増減、社会増減ともに減少し、上伊那でも最も顕著な減少が認められました。このことから今後これまで力を入れてきた人口対策の中でも交流や関係人口の拡大から、未来を見据えて定住人口に重きを置いた政策転換が必要と考えております。こうした背景から第6次総合計画4年目の令和6年度当初予算については、議案第1号から第9号の提案説明でもお話しますが、子育て支援の強化、二酸化炭素排出削減、デジタル化の推進等、急激な人口減少や厳しい財政状況の中で、町民や団体・企業等が連携し10年後、20年後の笑顔につながる持続可能なまちづくりを目指した「未来に向かって奮い辰！躍動予算」としました。未来を担う子どもたちの子育て世帯を応援するため、病児・病後児保育施設の設置とともに保育士の配置基準の見直し、育休退園制度の撤廃、多子世帯及び低所得者の保育料軽減、おむつクーポン券の支給などに取り組むとともに、若者の定住と地域産業の人材確保につながる奨学金返還支援補助金を創設しました。ゼロカーボンシティとして「自然と町民の安定した暮らしが共生する強靱で持続可能なまち」町の将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」の実現に向けて、各事業を着実に進めてまいりたいと思いますので、議員各位をはじめ町民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、令和6年度の一般会計予算と特別会計予算9件、条例の制定1件、一部改正10件、専決処分の承認1件を含む令和5年度一般会計補正予算など補正予算6件、債権の放棄1件、人事案件1件の合計28議案と報告事項1件であります。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決、承認、同意くださいますようお願い申し上げ、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席4番、吉澤光雄議員、議席5番、牛丸圭也議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（松澤）

皆さんおはようございます。去る、2月26日に議会運営委員会を開催し、令和6年第2回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。2月26日辰野町告示第8号によって、辰野町町長より3月定例会を2月29日に召集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、3月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程案並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長が朗読いたしますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(会期日程案 朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より3月18日までの19日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、令和6年度辰野町一般会計予算から日程第11、議案第9号、令和6年度辰野町介護保険特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。町長より、各会計の予算編成の概要について説明を求めます。

○町長

はい。令和6年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたり、予算編成の概要を申し上げます。令和6年度一般会計予算の総額は96億2,000万円で、前年度当初予算と比較して4億1,000万円、4.5%の増となりました。歳入について町税は軽自動車税の増収、町民税、固定資産税、都市計画税の減収を見込みました。地方特例交付金は個人住民税の定額減税に伴う補填措置による増額、地方交付税は国の地方財政計画と交付実績から減額を見込みました。その他交付金は、令和4年度実績と前年度の収入見込み額をもとに算定しています。一般財源の不足分は、財

政調整基金等の取り崩しと臨時財政対策債等の町債の発行により対応します。歳出は、辰野町第6次総合計画における6つの基本目標と行財政計画、3つの重点テーマ「地域包括ケアシステムの構築と拡充」「ど真ん中プロジェクト」「町民と行政が一体となった道路の改良」に加え、実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上しました。主なものを説明しますと、1. ホタルが飛び交う自然豊かなまちとしては、「2050 ゼロカーボンたつの」の実現に向け、再生可能エネルギー製品等の導入に係る費用を補助する辰野町ゼロカーボン推進補助金の新設、公衆トイレの照明LED化を行います。長野県を1周するジャパンアルプスサイクリングロードの案内看板を設置し、サイクルツーリズムを推進します。町内産の安心安全な農作物を学校給食等へ提供する体制を支援します。2. みんなが活躍できるまちとして、よりあい事業補助金、若者チャレンジ応援補助金、アプリを利用して町の情報発信を行います。3. いつまでも健やかに暮らし続けられるまちとしては、障がいをお持ちの方の生活、社会活動を福祉サービス等により支援します。各種検診の受診率向上、重症化予防のための生活指導のほか、季節性インフルエンザワクチン接種の助成及び歯周疾患健診の対象者を拡大します。新たに、高齢者補聴器購入費用と带状疱疹ワクチン接種費用の助成を始めます。4. 次代を担う人材が育つまちとしては、病児・病後児保育施設を建設します。多子世帯及び低所得者の保育料の軽減、育休退園制度の撤廃、保育士配置基準の見直しを行い、0歳児の保護者へおむつクーポン券を支給する等、子育て支援を強化します。加えて給食費における物価高騰分の一部負担を増額します。また小野宿の景観保全を目的に、ふるさと納税の返礼品としてサイクルツアーを実施します。引き続き荒神山ウォーターパーク跡地の今後の方向性を検討していきます。5. 活力と魅力のある仕事のあるまちとしては、新規就農を目指す方のインターン制度の費用の一部を負担します。J-クレジットへの参加準備を進めるほか、森林に親しむイベントの開催を支援します。製造業の展示会に出展し、情報発信と町内企業の受発注のマッチングをします。また町内へ定住し就職している方の奨学金返還に係る費用を補助します。6. 安全で快適に暮らし続けられるまちとして、より利用しやすい地域公共交通を目指し、車両の更新や町営バスのダイヤ改正等を行います。広域避難所へ空調設備を設置し、施設の機能向上を図ります。幹線道路の整備として町道1号線の舗装補修工事、町道8号線の歩道整備を実施します。7. 未来志向の行財政改革としては役場庁舎にエレベーターを設置、窓口にキャッシュレ

ス端末を導入することで、来庁者の利便性を向上させます。議場の放送設備を改修し本会議をオンライン配信します。町民体育館の玄関、ロビーの改修を行います。更に民間企業と共同で役場庁舎周辺の公共施設に電力供給網を構築し、太陽光発電設備の設置、照明 LED 化、EV 車の購入等を一体的に推進します。このほか伴走型相談支援事業の充実や出産準備金等の子育て支援のほか、町内道路の改良、舗装、橋梁の補修工事、学校施設や保育園等の改修を実施します。次に、特別会計は 8 会計で 103 億 3,323 万 2,000 円。前年度当初予算と比較して 4.8%の増額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計では、安心・安全で廉価な水道水の安定供給のため、施設の適正な維持管理に努め、管路を含む各施設の更新改良工事を計画的に進めてまいります。主な事業として、テレメータ更新工事、水管橋移設工事を行います。下水道事業会計では生活基盤インフラとして安定した下水処理推進のため施設の長寿命化事業を計画的に進めるとともに、適正な維持管理を行い良好な水環境保全に努めてまいります。下水道基本計画の見直しや辰野水処理センター耐震改築工事を実施します。国民健康保険特別会計では医療の高度化により医療費は増加するものの、被保険者は減少傾向であるため、医療費適正化の取り組みを積極的に行い、安定的な財政運営に努めてまいります。町立辰野病院事業会計では、今年度策定の「町立辰野病院経営強化プラン」に基づき持続可能な地域医療体制を確保するため収入確保対策や連携強化について職員一丸となって病院の経営強化に取り組んでまいります。介護保険特別会計では、第 9 期介護保険事業計画を推進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてまいります。以上、令和 6 年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げます。厳しい財政状況が続いておりますが予算の効率的運用を図り、最少限の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。辰野町第 6 次総合計画の 4 年目となる令和 6 年度予算は、本年 1 月 13 日の辰野町ゼロカーボンシティ宣言、世界首長誓約に基づく二酸化炭素排出削減の取り組み、デジタル化の推進、子育て支援の強化等を行います。人口減少や厳しい財政状況の中でも町民や関係人口、団体企業等が連携し 10 年後、20 年後の笑顔につながる持続可能なまちづくりを目指した「未来に向かって奮い辰！躍動予算」として編成しました。総合計画に掲げられた町の将来像「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けた

いまち」の実現に向け邁進してまいります。以上、各会計の予算編成の概要を申し上げました。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料をご覧ください、ご審議の参考にしていただければ幸いです。

○議長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本予算議案につきましては、会議規則第 37 条の規定により、各常任委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、予算関係議案、議案第 1 号から議案第 9 号までの 9 議案は、お配りしてあります各常任委員会関係議案付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。日程第 12、議案第 10 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 10 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。地方自治法の一部改正に伴いこの法律の改正条項を根拠として引用しております 3 つの条例、辰野町水道事業の設置等に関する条例、辰野町下水道事業の設置等に関する条例、町立辰野病院設置等に関する条例について、発生する条番号のずれを調整するものでありまして、内容には変更はございません。本条例の本文の方をご覧くださいと思います。本条例第 2 条、下水道事業の設置条例の一部改正の部分をご確認いただきたいと思います。改正となるのは地方自治法第 243 条の 2 の 2 で、職員等が保管する物品等を紛失損傷した場合の賠償責任について定めたこの条文が、今回の法律改正により地方自治法第 243 条の 2 の 8 に条文がずれるために修正を行います。なお第 8 項の内容

につきましては、避けることの出来ない事故や止むを得ない事情がある場合、議会の同意を得てその責任の全部または一部を免除できるといった内容のものであります。なおこの現行の地方自治法第 243 条の 2 の 2 は、令和 2 年の 4 月の法律の一部改正によりまして、従来の 243 条の 2 から 243 条の 2 の 2 に改正をされているところであります。本条例の第 1 条、第 3 条になりますが、水道事業と辰野病院の設置条例では地方自治法の当該条文の、改正前の第 243 条の 2 第 4 項ということで引用しているため、併せてここで整備をさせていただきます。施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 10 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。日程第 13、議案第 11 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 11 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、条例で定める補償基礎額を改正するものであります。新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 5 条第 2 項第 2 号は消防作業従事者、救急業務協力者等が作業に従事、協力したことで負傷や死亡した場合の補償基礎額の最低限度額を 8,900 円から 9,200 円に引き上げるものであります。1 ページから 2 ページにかけての第 5 条関係別表でありますけれども、消防団員についての補償基礎額で階級、勤続年数で定められた額を改正し、一部を除きそれぞれ引き上げとするものであります。

す。施行日は令和 6 年 4 月 1 日からとし、施行日以降に支給対象となる事由が発生した事案から適用いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤 (4 番)

おたずねします。5 条 2 項 2 号の基礎額の変更の対象者ですけれども、消防団員以外の一般町民等で消火作業や救急作業に従事した方が対象になると、その額が変更になるという理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長

お答えいたします。議員ご指摘のとおりこの第 5 条第 2 項第 2 号というのは、消防団員以外の方で民間の方が消防作業などをお手伝いいただいたり、また何かあったときに救急の関係でご協力をいただいた方、その方が負傷や死亡した場合がこれにあたります。

○議 長

よろしいですか。ほかにいかがですか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 11 号、辰野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。日程第 14、議案第 12 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 12 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地方自治法の一部改正により会計

年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能とされたことから、これを定めて会計年度任用職員の待遇改善を図るために条例の一部を改正するものであります。新旧対照表の1ページをご覧ください。第2条の給与に勤勉手当を追加いたします。新旧対照表4ページから5ページをお開きいただきたいと思います。4ページから5ページの第25条の2、現在、主に運用しておりますパートタイム会計年度任用職員の例でご説明申し上げますが、任期6箇月以上、週20時間以上の勤務者を対象とし、支給率は月給の場合100分の50、年間で1月分、時給の場合100分の25、年間で0.5月分と定めます。施行日は令和6年4月1日からといたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

議案第12号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第12号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第15、議案第13号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第13号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。令和元年の戸籍法の改正によりまして、令和6年3月から戸籍の広域交付としまして本籍地以外で戸籍謄本等の取得が可能になります。また戸籍を電子証明書として確認するために用いる符号、パスワードのようなものになりますが、こちらでも証明書として交付が可能になります。新たに開始されるこのサービスによりまして戸籍謄本等の取得また行政機関への戸籍謄本等の提出の省略など利用者の負担軽減が見込まれています。この施行日が戸籍法で令和6年3月1日と定められたことに伴いまして、昨年12月に地方公共団体の手数料の標準に関する政令

及び省令において、戸籍の電子証明書提供用識別符号の交付手数料が定められ、所要の改正を行うため条例の一部を改正するものになります。議案と新旧対照表を併せてご覧ください。別表 1 の 6 が戸籍の届出書について受理地に加えまして、本籍地での閲覧が可能となったための文言の改正になります。別表 1 の 7 としまして戸籍電子証明書提供用識別符号の発行は 400 円、また同表の 8 としまして除籍の電子証明書提供用識別符号の発行が 700 円、こちらを新設いたします。この別表 1 の 7 と 8 の手数料は、マイナンバー制度を利用してスマートフォン等により申請する場合や、窓口で戸籍の証明書の請求と同時に同じ戸籍の識別符号を請求された場合は不要となります。なお戸籍の広域交付の手数は従来戸籍の証明書と同等となりますので本条例の改正はありません。施行日は令和 6 年 3 月 1 日からとなります。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 13 号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。日程第 16、議案第 14 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 14 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。第 9 期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画が令和 6 年度から開始及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、第 1 号被保険者の保険料における標準段階、基準所得金額、保険料率及び公費軽減割合が改定となるため条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表の 1 ページをご覧ください。第 3 条は第 9 期

辰野町介護保険事業計画の改訂に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料を定めるものでございます。本計画における介護保険料基準額は前計画からの据置 5,000 円とし保険料率を定めております。第 1 項第 1 号から第 3 号は国の標準乗率が改定となったことから保険料率を改定するものでございます。第 10 号から第 13 号は国が定める保険料の標準段階が 9 段階から 13 段階に改正されたことに伴い、町の標準段階を 13 段階に改正するものでございます。1 ページ下の第 2 項から 2 ページの第 5 項は、同条第 1 項第 9 号から第 12 号までの保険料率を適用する基準所得金額を定めるものでございます。第 7 項から第 9 項は、低所得層の保険料の減額賦課について、公費による減額賦課に係る基準が引き下げられたため、同条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げるもののうち、第 1 号被保険者の保険料率を読み替えるものでございます。4 ページをご覧ください。第 5 条第 3 項は、介護保険法施行令の改正に伴い調整するものでございます。施行は令和 6 年 4 月 1 日からでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 14 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総括的な問題について質疑を行います。ございませぬか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております、議案第 14 号は福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思ひますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号は福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 17、議案第 15 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 18、議案第 16 号、辰野町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 15 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、町が指定する地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。今回改正する内容は主に 3 点で、1. 書面掲示の規制の見直し 2. 管理者の兼務範囲の明確化 3. 身体的拘束等の適正化の推進でございます。新旧対照表 2 ページをご覧ください。第 7 条は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の管理者について、介護サービス事業者を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所等の範囲について同一敷地内ではないほかの事業所、施設等でも従事できるようにするものでございます。3 ページをご覧ください。第 24 条第 1 項第 8 号は、身体的拘束等の適正化を図る観点から、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等について、緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等の禁止に関する規定を新たに設けるものでございます。4 ページをご覧ください。第 9 号は、第 8 号の身体的拘束等を行う場合の記録を義務化するものでございます。5 ページをご覧ください。第 34 条第 3 項は、事業所の運営規程の概要等重要事項について書面で事業所内に掲示する義務に加えまして、ウェブサイトに掲載することを努力義務とするものでございます。7 ページをご覧ください。第 42 条第 2 項第 5 号は、身体的拘束等の記録について 5 年間の保存を義務付けるものでございます。7 ページ以降におきまして、町が指定するサービスごとに、第 7 条から第 42 条と同様の改正内容がございます。28 ページをご覧ください。第 106 条の 2 は、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、委員会設置を義務付けるものでございます。32 ページをご覧ください。第 125 条は、指定認知症対応型共同生活介護事業者が、利用者の病状急変に備え、協力医療機関との連携体制を構築するため、第 2 項において協力医療機関の要件、第 3 項において年 1 回以上、協力医療機関名称を指定権者への届け出義務、第 6 項において利用者の入院後、再入居を速やかに行うための努力義務を定めるものでございます。第 4 項は、新興感染症の発生時等に対応できる体制を構築するため、第二種協力指定医療機関との間で対応を取り決めておくことについて努力義務を定め、第 5 項は協力医療機関が第二種協力指定医療機関である場合、新興感染症の発生時等の対応について協

議を行うことを義務化するものでございます。36 ページをご覧ください。第 130 条第 11 項は、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に対し、人員配置基準を特例的に緩和するものでございます。38 ページから 41 ページにつきまして、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に対し、第 125 条と同様の改正を行うものでございます。44 ページをご覧ください。第 165 条の 2 第 1 項は、指定地域密着型介護老人福祉施設の緊急時等における対処方法について、医師及び協力医療機関の協力を得て、対応方法を定めることを義務化し、第 2 項において 1 年に 1 回以上対応方法の見直しを行うことを義務付けるものでございます。45 ページをご覧ください。第 172 条は、指定地域密着型介護老人福祉施設における利用者の病状急変に備え、協力医療機関と連携体制を構築するため、第 125 条と同様の改正を行うものでございます。50 ページをご覧ください。第 187 条第 5 項は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修の受講を努力義務として定めるものでございます。施行は原則、令和 6 年 4 月 1 日で、一部令和 7 年 4 月 1 日からでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。続きまして、議案第 16 号辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、町が指定する地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。議案第 15 号、辰野町指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例におきまして、町が指定する介護サービスについて所要の改正を行いますが、本議案第 16 号では、町が指定する介護予防サービスについて同様の改正を行うものでございます。従いまして、提案理由、改正の内容につきましては、議案第 15 号と同様でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 15 号及び議案第 16 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係がございますので、総括的な問題について質疑を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております、議案第 15 号及び議案第 16 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号及び議案第 16 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 19、議案第 17 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第 20、議案第 18 号、辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上 2 件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 17 号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について、議案第 18 号、辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。いずれも水道法等による権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。議案第 17 号の新旧対照表をご覧ください。第 5 条、第 36 条 2 項、第 44 条について、厚生労働省令から国土交通省令に改正するものでございます。議案第 18 号の新旧対照表をご覧ください。第 4 条について、厚生労働大臣から国土交通大臣に改正するものでございます。併せて第 1 条の表記の修正をするものでございます。施行日は令和 6 年の 4 月 1 日からでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 17 号、辰野町上水道事業給水条例

の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 18 号、辰野町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案のとおり可決されました。日程第 21、議案第 19 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 19 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。下水道法施工令第 9 条 4 第 1 項、第 5 項において定められている六価クロムについて、環境基本法や水質汚濁防止法といった関係法令に基づく水質基準が強化されることをふまえ基準値の改正がありました。それに伴い、条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表の 3 ページをご覧ください。別表第 1 の六価クロム化合物の基準値を改正するものでございます。そのほかに第 44 条、第 52 条の表記の修正をするものでございます。施行日は令和 6 年 4 月 1 日からでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 19 号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。日程第 22、議案第 20 号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○学びの支援課長

議案第 20 号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。現在の条例には、辰野町立図書館協議会を設置するための根拠法令の記載がないことから、根拠となる図書館法の条項を明示し、さらに協議会の組織等に関しての必要な事項に関して規則で定めることを加え、図書館協議会及び図書館の管理及び運営に関しての必要な事項について、規則で定める旨の条文に修正するため条例の一部を改正するものであります。新旧対照表をご覧ください。第 7 条第 1 項中にある図書館の次に、図書館法第 14 条第 1 項に規定するを加え、同条第 2 項中、教育委員会を辰野町教育委員会に改めます。さらに同条に、5. 前 3 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めるを加えます。また、第 8 条中の図書館の運営についてを図書館の管理及び協議会の運営に関しに改め、辰野町教育委員会が別にを規則で改めます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 20 号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。日程第 23、議案第 21 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。提案者より提案理由の

説明を求めます。

○町 長

令和5年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、令和6年能登半島地震公費義援金に係る専決補正予算であります。補正総額は115万円の追加で、予算総額は100億2,000飛び飛びの2万円となりました。以下、その概要を申し上げますと歳入につきましては、繰越金の追加であります。歳出につきましては、総務費で、本年1月1日発生の令和6年能登半島地震により、甚大な被害に遭われた石川県内の町に対する支援の一環として公費義援金を追加するものであります。長野県町村会からの依頼に基づき対応し、取りまとめの期限が2月13日であったため、専決処分にて処理しました。専決日は令和6年1月22日であります。以上のおおりの補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○向 山（7番）

この算出根拠等が示されていたらお願いします。

○総務課長

お答えしたいと思います。今回の公費義援金でありますけれども、これまでの東日本大震災等も同様でしたが、長野県の県町村会の方から人口区分に応じまして義援金額の目安が示されまして、それに基づいて支出をするものでございます。こちらについては5段階ありますが、当町については1万5,000人以上、2万人未満の町村ということになりますので、金額が115万ということで、目安として示されております。実際には5,000人未満の場合ですと25万円、2万人以上の場合ですと145万円ということで、全体では町村会の見舞金も含めまして3,000万円、石川県の町村会の方に送らせていただいている状況です。以上です。

○議 長

よろしいですか。ほかにはありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 21 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 10 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 24、議案第 22 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい。令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 11 号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、辰野西小学校体育館の長寿命化改修工事に係る費用を追加するものであります。補正総額は 4 億 1,684 万円の追加で、予算総額は 104 億 3,686 万円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと歳入につきましては、国庫支出金、繰越金及び町債の追加であります。歳出につきましては教育費で、築 59 年となる辰野西小学校の体育館長寿命化改修工事と監理業務委託料の追加であります。地方債補正は、今回の工事及び委託料の財源として借り入れる学校教育施設等整備事業債の追加です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（4 番）

今回の長寿命化改修の主な工事内容を教えてください。

○学校支援課長

はい。今回の辰野西小学校体育館の長寿命化改修工事でございますけれども、屋根及び壁の補強工事を行います。それから屋根の遮熱塗装、防水対策それと省エネ対策といたしまして断熱材サッシの二重化を行います。この断熱対策とともに空調機器の設置を予定しております。エアコンの設置を予定しております。そのほかにトイレの改修としまして洋式化、照明改修といたしまして LED 化、それから屋根の一部に太陽光設備の設置、さらに体育館の器具等の更新を予定しております。以上

です。

○議 長

よろしいですか。はい。ほかにありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 22 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算(第 11 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 22 号は原案のとおり可決されました。日程第 25、議案第 23 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正予算(第 12 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい。令和 5 年度辰野町一般会計補正予算(第 12 号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を控え事業費確定による国県支出金等の変更及び不用額の調整や、障害者自立支援給付費事業、減債基金積立金、町税等過誤納還付金等を追加するものであります。補正総額は 6,453 万 8,000 円の追加で、予算総額は 105 億 139 万 8,000 円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金及び繰越金の追加、繰入金、諸収入の減額であります。歳出につきましては総務費で臨時財政対策債償還基金費の追加交付による減債基金積立金、故障した庁舎 1 階空調設備の更新工事、令和 4 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等の過年度国県支出金の確定による町税等過誤納還付金、不具合が生じている防災行政無線移動系設備用 UPS の交換作業委託料等の追加、役場駐車場カーポート設置工事、基幹ネットワーク機器及び動画自動送出システム賃借料等の減額、国庫支出金の交付決定による財源組替であります。民生費は、上伊那広域連合負担金、福祉医療給付金、身体障害者等支援事業に係る扶助費の追加、介護保険特別会計繰出金、地域医療介護総合確保基金事業補助金の減額であります。衛生費では、上伊那広域連合負担金、消耗費等の追加、新型コロナウイルス

ワクチン接種の会計年度任用職員報酬及びワクチン接種運營業務委託料、各種検診委託料、浄化槽整備事業補助金、ごみ処理に係る上伊那広域連合負担金等の不用額の整理が主なものであります。農林水産業費では、果実選果場再編事業生産者支援補助金、かやぶきの館あり方検討委員会におけるアドバイザーの報償、県の林地台帳システム更新に伴う町の林地台帳新システム移行業務委託料の追加であります。土木費では、土地開発公社が所有している赤羽地区の用地等購入費、諸車借上料、町道補修工事の追加、登記委託料等の不用額の整理です。繰越明許費補正は通学路緊急対策交通安全事業、町道 8 号線歩道整備工事において水路工事の工種が増えたことにより、年度内の完了が困難となるため翌年度へ繰り越すもので、2,129 万 9,000 円の追加であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたがご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 26、議案第 24 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 24 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を説明申し上げます。今回の補正予算は、簡易水道事業の穴倉沢飲料水供給施設膜ろ過設備増設工事の増工分を追加するものでございます。1 ページ目をご覧ください。資本的収入及び支出の補正で不足する額 1 億 8,199 万円を、不足する額 1 億 8,699 万円に改めるものでございます。簡易水道事業資本的収入及び支出の簡易水道事業資本的支出の補正で、支出の第 2 款、簡易水道事業資本的支出を 500 万円追加して 1 億 1,695 万円とし、内訳は建設改良費で 500 万円を追加し、1 億 850 万円としました。内容につきましては 3 ページをご覧ください。簡易水道事業資本的収支について、支出では浄水施設改良事業費の 27、工事請負費 500 万円を追加し、膜ろ過装置設置施設に係わるフェンス等の増工分の工事や、資材単価の高騰分に対応するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 24 号、令和 5 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 24 号は原案のとおり可決されました。日程第 27、議案第 25 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 25 号、令和 5 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の提案説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 46 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 1,115 万 5,000 円とするものでございます。内容につきまして、6 ページをご覧ください。歳入でございます。国庫支出金について、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の確定によりまして、国庫補助金を 8,000 円増額するものでございます。7 ページをご覧ください。情報センター負担金の増額に対応するため、基金からの繰入を 45 万 2,000 円増額するものでございます。続きまして歳出でございます。8 ページをご覧ください。総務費の委託料について、マイナンバーカードの健康保険証利用申込み支援事業による経費としまして 8,000 円増額するものでございます。また、負担金、補助金及び交付金について、産前産後の保険税免除制度改正によりますシステム改修に伴う情報センター負担金の増額により 45 万 2,000 円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑 討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 25 号、令和 5 年度辰野町国民健康

保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号は原案のとおり可決されました。日程第 28、議案第 26 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第 26 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 4,961 万 8,000 円とするものでございます。内容につきまして、6 ページ以降をご覧ください。歳入の国庫補助金は、介護保険事業補助金の交付決定に基づき 77 万 7,000 円を増額し、7 ページの一般会計繰入金は、歳出に計上しました総務費に係る町負担分で、事務費繰入金 57 万 2,000 円を減額するものでございます。8 ページの歳出をご覧ください。総務費の一般管理費、賦課徴収費は、税制改正に伴うシステム改修費が国庫補助金の対象となったことから、財源組替を行うものでございます。認定審査会共同設置負担金は、上伊那広域連合の認定審査会における負担金で 20 万 5,000 円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第 29、議案第 27 号、債権の放棄についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第 27 号、債権の放棄について、提案理由を申し上げます。町立辰野病院診療費一部負担金の債権の放棄につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、債権の名称は町立辰野病院診療費一部負担金、債権の金額は合計で 131 万 7,942 円、債権の放棄件数は合計で 27 件でございます。債権者並びに放棄の理由につきましては、別

紙のとおり、債権者の死亡または居所不明、相続放棄などによるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

議案第 27 号に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございませぬので、総括的な問題について質疑を行います。ございませぬか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第 27 号は、福祉教育常任委員会に付託することにしたいと思ひますが、ご異議ありませぬか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 27 号は、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第 30、議案第 28 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 28 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。町の人権擁護委員は、人権擁護委員法の定めるところにより 6 名の方が法務大臣から委嘱されており、任期は 3 年となっております。今回、提案申し上げますのは、令和 6 年 6 月 30 日に任期満了を迎える小野玲子氏と、佐々木由利氏の 2 名の後任について、佐々木氏については再任、新たに根橋貞子氏を新任として推薦したいと考えるものであります。佐々木由利氏は 1 期目の 3 年間、長年の教職員としての豊富な経験や知識をもとに、人権擁護委員の仕事に熱心に取り組んでいただけてまいりました。根橋貞子氏につきましては、長年、学校の養護教諭を務められ辰野南小学校養護教諭を最後に退職され、現在も新人の養護教諭の指導のほか、町内小学校の養護教諭の代替として、子どもたちの心身の健康を支えていただけております。学校や教育委員会をはじめ、子どもや保護者からの信頼も厚く、地域も含め多方面から頼りにされる方でありませぬ。両氏とも長年の経験を生かし、人権擁護委員として活躍いただけることが期待されませぬので、次期委員として推薦したいと考えております。今回、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の

意見を求めるべく提案申し上げますので、ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 28 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、意見を適任とすることについてご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 28 号は人権擁護委員の推薦にあたり求められている意見を適任とすることに決しました。日程第 31、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願います。報告第 1 号、令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告を求めます。

○学校支援課長

報告第 1 号、令和 4 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について報告いたします。評価報告書の 1 ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされています。令和 4 年度の辰野町教育委員会の事務事業について、教育委員会担当者による自己点検と評価委員による外部評価が完了いたしましたので、その結果を報告書として提出いたします。報告書の概要について説明申し上げます。(2)以降でございますが、評価は辰野町第 6 次総合計画前期基本計画の主要施策に挙げた事務事業を対象に行いました。評価の方法は、令和 4 年度の実績と成果に基づき、事業の進捗に対する総合的な評価、事業の継続性、協働・共創の観点で、事務事業担当者が自己点検を行い評価委員による評価を受けました。評価委員としまして根橋久人氏と桑澤英明氏のお二人にお願いし、評価委員会を 2 回開催いたしました。2 ページをご覧ください。対象としました事務事業評価の一覧表です。26 の事務事業を評

価し、今後の方向性、事業の継続性を見出しています。3 ページをご覧ください。評価委員による評価結果の全般事項でございます。①の実績と成果といたしまして、令和 4 年度もコロナ禍であったが、きめ細やかな配慮と工夫により事業が計画どおり行われている。小中学校に対する支援は必要な施策が適時適切に行われている。多額の予算が必要となる中、優先順位をつけて教育施設の整備が行われている。生涯学習に関して、公民館・分館活動、スポーツ振興を通じて、町民のニーズを的確に捉えた講座が開かれ受講者が増えている。特に辰野町郷土研究会の地域研究や美術館の企画展・郷土作家展を通じて、地域住民の伝統や歴史に対する認識が深まる取り組みがなされているとの評価をいただきました。一方、②課題と今後の方向として、学校、文化施設の老朽化に伴い、大規模改修等には多額の費用がかかり大変であるが、引き続き各施設の環境整備に取り組むこと。幼少の頃から身近にある本物の芸術文化に触れる機会を増やし、子どもたちが辰野町に生まれて良かったと感じる機会を拡充すること。協働・共創による事業推進のため、関連する諸団体との連携や町民参加による視点で、事業内容や推進方法をさらに工夫することなどのご助言をいただきました。4 ページの表は自己点検の評価基準でございます。また 5 ページ以降には事務事業別の自己点検結果と、令和 4 年度に取り組んだ内容及び成果を表にまとめ、これらに対する評価委員による評価を記載しておりますので、ご覧ください。報告は以上です。

○議長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第 32、請願陳情についてを議題といたします。請願陳情につきましてはあらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(文書表朗読)

○議長

以上 4 件については、総務産業常任委員会へ付託することにしたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって文書表のとおり総務産業常任委員会へ付託することに決しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

2月29日 午前 11時 34分 散会